

【重要】お知らせ

2025年春の就職が内定したとして
東京出入国在留管理局（品川庁舎）において
「留学」「特定活動（継続就職活動）」等の在留資格から
就労資格への在留資格変更許可申請を予定している皆様へ

1 現有の在留期間満了日が2025年2月15日以降の方

2024年12月2日（月）から受付が可能です。

2 現有の在留期間満了日が2025年2月14日以前の方

(1) 現有の在留資格が「留学」の場合
在留期間更新許可申請をしてください。

在留資格「留学」
に係る在留期間更新
許可申請について
詳しい情報はこちら



(2) 現有の在留資格が「特定活動（継続就職活動）」の場合
在留資格変更許可申請（「特定活動（大学等の在学中あるいは
卒業後に就職先が内定し採用までの滞在）」への変更）をして
ください。

在留資格「特定活動」
に係る在留資格変更
許可申請について
詳しい情報はこちら



★オンラインで窓口申請の予約ができます！申請予約システムのご案内はこちら





だいじ し

【とても大事なお知らせ】

ねん はる しごと き
2025年の春から仕事をすることが決まって、

とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく **しながわ にゅうかん**

東京出入国在留管理局 (**品川の入管**) で

りゅうがく とくていかつどう しごと さが かつどう ざいりゅうしかく
「留学」や「特定活動（仕事を探す活動）」などの在留資格から、

しごと ざいりゅうしかく
仕事ができる在留資格への

ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい ざいりゅうしかく か しんせい ひと
在留資格変更許可申請（在留資格を変える申請）をする人へ

いま ざいりゅうきげん にほん さいご ひ ねん がつ にち あと ひと
1 今の在留期限（日本に在ることができ最後の日）が2025年2月15日より後の人

ねん がつ にち げつようび しんせい
2024年12月2日（月曜日）から申請できます。

いま ざいりゅうきげん にほん さいご ひ ねん がつ にち まえ ひと
2 今の在留期限（日本に在ることができ最後の日）が2025年2月14日より前の人

いま ざいりゅうしかく りゅうがく ひと
(1) 今の在留資格が「留学」の人

ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせい ざいりゅうきげん なが しんせい
在留期間更新許可申請（在留期限を長くする申請）をしてください。

いま ざいりゅうしかく とくていかつどう しごと さが かつどう ひと
(2) 今の在留資格が「特定活動（仕事を探す活動）」の人


とくていかつどう しごと き ひと しごと はじ にほん かつどう
「特定活動（仕事をすることが決まった人が、仕事が始まるまで日本に在る活動）」

ざいりゅうしかく ざいりゅうしかくへんこうきょかしんせい ざいりゅうしかく か しんせい
という在留資格への在留資格変更許可申請（在留資格を変える申請）をしてください。

りゅうがく ひと しんせい
「留学」の人の申請
くわ じょうほう
について詳しい情報
はこちら



とくていかつどう ひと しんせい
「特定活動」の人の申請
くわ じょうほう
について詳しい情報
はこちら



まどぐちしんせい ややく しんせい ややく
★オンラインで窓口申請の予約をすることができます！申請予約システムについてはこちらを見てください。



そうだん とうきょうしゅつにゆうこくざいりゅうかんりきょく しんさかんりぶもん でんわ
わからないときに相談できる場所：東京出入国在留管理局 審査管理部門（0570-034259へ電話をかけたあと、210をおしてください）



【Important】 Announcement

For those of you who have received an offer of employment for spring 2025 and are planning to apply for a change of status of residence from a status such as “Student” or “Designated Activities (Continuing job hunting)” to a status that authorizes you to work at the Tokyo Regional Immigration Services Bureau (Shinagawa Office)

1 Those whose current period of stay expires on or after February 15, 2025

It will be possible to apply from **Monday, December 2, 2024.**

2 Those whose current period of stay expires before February 14, 2025

(1) If your current status of residence is “Student”,
Please apply for extension of period of stay.

Scan here for more
Information about
the extension.



(2) If your current status of residence is “Designated Activities (Continuing job hunting)”,
Please apply for a change of status of residence (to “Designated Activities (staying in Japan until employment is confirmed while enrolled in or after graduation from a university or other institution)”).

Scan here for more
information about
the change of
status.



★You can make a reservation for your application online! For information on the application reservation system, please scan this QR code.

